

たちかぜ裁判

——自衛隊の責任を認めるも、自殺との相当因果関係を否定——東京高裁へ

木元茂夫

自衛官の自殺がはじめて二〇〇〇人を超えた二〇〇四年。この年の一〇月、当時、護衛艦隊——横須賀、佐世保、舞鶴、呉に置かれている各八隻の護衛艦、計三二隻で編成された艦隊——の旗艦であった「たちかぜ」の乗組員Tさんが、京浜急行の駅で自ら命を絶つた。二一歳という若さであった。

たちかぜは旗艦と言いつつ、艦隊の先頭をきつて出動することはあまりなかった。私の印象では、いつも、横須賀市長浦港の自衛艦隊司令部前に停泊している護衛艦だった。その艦内にエアガンやガスガンが持ち込まれ、古参の二等海曹が、その日の気分下部下に暴行を加え続け、はてはアダルトビデオを大量に売りつけるなどの恐喝行為が行われていたなど、想像もしなかった。

二〇〇五年一月、ご両親は、自殺に至るまでの事実を知りたいと思い、当時の防衛庁に情報開示を請求した。しかし、ごく一部の資料が開示されただけで、ほとんどは非開示の決定がなされた。抗告しても結果は同じであった。情報隠し、事実の隠蔽、その壁は厚かった。二〇〇六年四月、ご両親は防衛省と自衛隊の安全配慮義務違反を問い、損害賠償を求める訴訟を起こした。

以来、四年九ヶ月の歳月が流れた。息子に自衛隊への入隊を勧めたお父さんは、自らを責め続け二〇〇九年に亡くなった。裁判後の報告集会でいつも泣きながら訴えていたその姿を、私は決して忘れることはないだろう。「自衛官募集のポスターを見ると、暴力と薬物がまん延しているぞ、と言ってやりたくない」「あの組織には人権はない」、という怒りの言葉を、しかし静かに語りながら、お父さんは次第に痩せていった。「そんなに自分を責めなくても」、そう言葉をかけようと思ったことも何度かあった。しかし、「子供のいない私には、所詮親の気持ちにはわかるまい」、そう考えると何も言えなかった。「死児の齢を数える、という言葉を知っているか。生きていれば今は幾つだ、親はいつまでもそう思い続けるんだ。悲しいんだ」、そう私に教えてくれたのは中学校三年の時の担任だった。葬儀の日、私と顔を合わせたお母さんは、「あの人は判決も聞くことができないで。私は悔しい」と語った。そうした言葉を聞くたびに、この裁判に関わる責任の重さを痛感させられた。

この裁判の前年二年は情報開示をめぐる攻防であった。裁判長も、証拠を提出しようとする自衛省と自衛隊の対応に腹を立てているのが、傍聴してよくわかった。国側代理人は「原告の主張に依りて、必要なものを提出します」、そう言ったのだ。ひと一人の命が失われているのに資料も出さない、その後の裁判

の経過の中で、「防衛機密」という言葉は防衛省幹部の「責任回避」のためにあることを何度も痛感させられた。原告・弁護士が求めた文書提出命令を、横浜地裁（二〇〇七年九月）も、東京高裁（二〇〇八年三月）も認めた。公開された乗組員個々人の答申書には、艦内暴行の実態が赤裸々に綴られていた。

二〇一一年一月二六日、横浜地裁第五民事部の水野裁判長は「被告ら（国・防衛省・自衛隊と直接の加害者のS二等海曹）は、原告A（お母さん）に対し、連帯して三三〇万円を、原告B（お姉さん）に対し、一一〇万円を支払え」という判決を下した。

判決は、「被告Sがたちかぜ艦内に私物のエアガンを持ち込み、サブイバルゲムを行ったり、後輩をほしきままに撃つたりしたこと、また、艦内で私物のナイフを製作するなどしていたこと、後輩の隊員に私的制裁を加えていたこと、被告Sの上官が、これを知り、又は容易に知りえる状況にありながら、Tさんの自殺にいたるまでこれらをやめさせることができなかつたことに照らすと、当時のたちかぜ艦内は相当に規律が緩んだ状況にあったといわざるを得ず、これがU第2分隊長らの指導監督義務違反を招く素地となつている」として、第2分隊長、分隊長先任海曹、班長の三名の上官の指導監督義務違反を、はっきりと認定した。この点は画期的であった。また、国賠法一条一項の責任については、「客観的・外形的にみて、被告Sの職務の内容と密接に関連し、職務執行に付随してなされたものであるといえ、これについて、被告国は同条項の責任を免れない」と認めた。しかし、判決文は最後に「本件暴行等により、Tさんが自殺することまで予見することができたとは認められない」「Tさんの死亡によつて発生した損害については、被告Sの不法行為との間に相当因果関係があるとは認められない」として、被告の責任を免罪したのだ。

岡田弁護士は報告集会で、「本当に9割9分まで我々の主張通り、土俵の俵まで追い詰めながら、予見可能性と言う法律論で、最後にうつつちやられた」という表現で判決を評価した。二月四日、原告、弁護士、支える会は共同で、「隊内でのイジメを原因とする本件の自殺について予見可能性が無かつたとした判決の判断には、重大な誤りがあると言わねばならない」との声明を発表し、横浜地裁に控訴状を提出した。たちかぜ裁判は、東京高裁に舞台を移して審理が行われる。東京のみなさんの支援を心からお願ひしたい。

（きもと・しげお／すべての基地にNO！をフアイト神奈川）